

**鳥取県告示第260号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第249号に規定する漁業の許可に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課  
係長 西尾 直子

3 委任期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで